

回覧

令和 2年10月 8日

町民のみなさんへ

せたな町長 高橋 貞光

町営住宅等の入居者募集について

標記について、次のとおり町営住宅等の入居者を募集いたしますので、入居を希望する方は、**令和2年10月22日(木)**までに申込みしてください。

1. 入居募集住宅

町営住宅

【北檜山区】

団地名	住宅番号	建設年度	住所	面積	型別	家賃の額
川沿団地	4-387(3階)	H 9	北檜山135-41	76.53 m ²	3LDK	24,500～36,400円
〃	4-380(2階)	〃	〃	76.53 m ²	3LDK	24,500～36,400円
徳島団地	4-37(2階)	H 2 0	北檜山378-7	65.44 m ²	2LDK	21,400～31,900円
豊岡高台団地	A-88	S 4 4	豊岡284-1	46.43 m ²	3DK	4,700～7,000円
〃	A-92	S 4 1	〃	39.87 m ²	2DK	4,000～6,000円

【大成区】

団地名	住宅番号	建設年度	住所	面積	型別	家賃の額
役場前A団地	4 1	H 4	都357-4	64.62 m ²	3LDK	15,400～23,000円
みやこの丘団地	10-105	H 1 0	都435-1	64.17 m ²	2LDK	18,700～27,900円
〃	10-202	〃	〃	64.17 m ²	〃	18,700～27,900円
〃	11-101	H 1 1	〃	64.17 m ²	〃	18,700～27,900円
〃	11-102	〃	〃	64.17 m ²	〃	18,700～27,900円
下宮野団地	1 9 0	H 6	宮野175-2	63.21 m ²	3LDK	14,500～21,600円

【瀬棚区】

団地名	住宅番号	建設年度	住所	面積	型別	家賃の額
あかしや団地	46-12	S 4 6	本町580-4	45.44 m ²	3DK	5,500～8,200円
〃	61-101	S 6 1	本町601-15	62.19 m ²	3LDK	14,600～21,800円
〃	61-202	〃	〃	62.19 m ²	〃	14,600～21,800円
〃	03-202	H 3	本町592-1	69.49 m ²	〃	17,200～25,700円
〃	05-201	H 5	〃	74.64 m ²	〃	19,000～28,400円
夕陽が丘団地	10-201	H 1 0	本町852-1	77.62 m ²	〃	22,600～33,700円

特定公共賃貸住宅

【大成区】

団地名	住宅番号	建設年度	住所	面積	型別	家賃の額
みやこの丘団地	09-206	H 9	都435-1	72.10 m ²	2LDK	32,000～52,000円

定住促進住宅

【北檜山区】

名称	住宅番号	建設年度	住所	面積	型別	家賃の額
コーポふとろ	2号室	H 1 6	太櫓205-4	81.81 m ²	3LDK	45,000円

【瀬棚区】

名称	住宅番号	建設年度	住所	面積	型別	家賃の額
コーポこんびら	2号室	H 8	本町11-3	58.91 m ²	2LDK	43,000 円
コーポこんびら	3号室	H 8	本町11-3	59.91 m ²	2LDK	43,000 円

※募集住宅の設備・位置については、せたな町ホームページ (<http://www.town.setana.lg.jp/>)
及び役場・各総合支所の担当係に確認ください。
町営住宅家賃については、入居者の収入に応じて4段階になっています。

2. 入居資格

- (1) 住宅に困窮していることが明らかな方であること。
- (2) 町に住所を有する方、又は住所を有することとなる方であること。
- (3) 町税等の滞納がない方であること。
- (4) 家賃を支払う能力を有すると認められる方であること。
- (5) 入居収入基準を満たしている方であること。(下記参照)
- (6) 入居者又は同居者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に該当していないこと。
- (7) 徳島団地及び川沿団地3階の3LDKは、単身世帯(1人)は申込み出来ません。

3. 入居収入基準

入居者及び同居親族の令和元年分における所得額の合計から、各種控除(扶養1人38万円等)を引いた額を1.2で除した額が次の基準に該当すること。

【町営住宅】一般世帯 158,000円以下、障害者等世帯 214,000円以下であること。

【特定公共賃貸住宅】 158,000円以上 601,000円以下であること。

(※ 各種控除額の詳細については、役場・各総合支所の担当係に確認ください。)

4. 申込方法

役場又は、各総合支所に備える入居申込書に必要な事項を記載し、所得を証明する書類(令和元年分の源泉徴収票等)を添付の上、令和2年10月22日(木)までに申込みしてください。

申込先	・せたな町役場建設水道課住宅係	(Tel.0137-84-5111)
	・ // 大成総合支所建設水道係	(Tel.01398-4-5511)
	・ // 瀬棚総合支所建設水道係	(Tel.0137-87-3311)

5. その他

- (1) 申込みが重複した場合、町営住宅入居者選考委員会を開催し決定します。
- (2) 入居決定の際は連帯保証人(町内在住で町営住宅に入居してなく町税等の滞納がない者)が1名と、家賃の2ヶ月分が敷金として必要になります。
- (3) 入居の決定等については文書にて通知いたします。

(建設水道課住宅係)

せたな町会計年度任用職員募集公告

新型コロナウイルス対策せたな町北海道スタイル実践事業(商品券配布)の実施に伴い、せたな町役場で勤務していただける会計年度任用職員を募集します。

勤務場所	職種	採用予定人員	業務内容	時給	期末手当	社会保険	雇用保険	任用期間(予定)	勤務条件
せたな町役場	一般事務員	1名	一般事務補助	911円 ～	無し	無し	有り	令和2年10月22日～ 令和3年1月31日	週5日(月～金) 7時間/日

令和2年度会計年度任用職員 勤務条件

1. 資格要件

- ・パソコンの基本操作が可能な者とする。
- ・年齢、学歴は問わないものとし、町内外で通勤可能な者とする。

2. 勤務条件

- ・休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始
- ・休暇 特別休暇(付与日数は勤務形態により異なります)
- ・労災保険 あり
- ・時間外勤務、休日勤務 職務内容・勤務時間によりあり
- ・通勤手当 あり(距離による)

3. 申込方法

- ・次の書類を応募期日までに、せたな町役場保健福祉課または各総合支所福祉係に提出してください。

① 自筆の申込書 1通

(用紙は、せたな町役場保健福祉課又は各総合支所福祉係で交付します。)

② 自筆の履歴書 1通(市販のものに、最近6ヶ月以内の写真貼付したもの)

4. 申込締切日 令和2年10月19日(月)まで

5. 試験の方法及び試験日

- ・個別面接試験等による選考を行います。
- ・試験日は、応募者に別途通知します。

6. その他 詳しいことは、せたな町役場保健福祉課(電話 0137-84-5984)へお問い合わせください。

北部松山衛生センター組合会計年度任用職員募集公告

令和2年度に北部松山衛生センター組合で勤務していただける会計年度任用職員を募集します。

■募集内容

勤務場所	職種	採用人員	業務内容
北部松山衛生センター組合	普通作業員	1名	廃棄物受入立会業務及び施設管理補助業務

1. 資格要件

- 普通作業員：中型自動車運転免許証(AT不可)又は、普通自動車運転免許証(中型8t限定可)有する者とする。
- 年齢、学歴は問わないものとし、町内外で通勤可能な者とする。

2. 任用期間

- 令和2年12月1日から令和3年3月31日まで

※勤務条件の詳細は裏面をご覧ください

3. 申込方法

- 次の書類を応募期日までに、北部松山衛生センター組合総務係に提出してください。

① 自筆の履歴書 1通(市販のものに、最近6ヶ月以内の写真貼付したもの)

4. 申込締切日 令和2年10月30日(金)まで

5. 試験の方法及び試験日

- 個別面接試験等による選考を行います。
- 試験日は、11月中とし応募者に別途通知します。

6. その他、詳しいことは、北部松山衛生センター組合総務係(電話0137-86-0070)へお問い合わせください。

令和2年度

北部松山衛生センター組合会計年度任用職員 勤務条件

給料

職 種	月 額	備 考
普通作業員	170,400 円	月給：1 日 7 時間 45 分 週 38 時間 45 分勤務

期末手当 月額給料の 0.5 ヶ月（期間率による）×年 2 回

勤務時間 週 5 日（月～金曜日）8 時 30 分～17 時 15 分

休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始

休暇 年次有給休暇、特別休暇

時間外勤務 あり（割増賃金支給）

休日勤務 なし（日曜日勤務あり・振替制度あり）

任用期間 令和 2 年 12 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
更新する場合あり

加入保険等 健康保険 （所定労働時間、雇用期間等による）
厚生年金保険 （ // ）
雇用保険 （所定労働時間週 20 時間以上勤務者）
労災保険 あり

通勤手当 月額者 1 ヶ月定額（距離による）

問い合わせ

北部松山衛生センター組合 総務係

電話：0137-86-0070

インフルエンザ 予防接種のお知らせ

インフルエンザは毎年冬季に流行する、わが国最大の感染症です。今冬は新型コロナウイルス感染症との同時流行が懸念されているため、早めの予防接種をお勧めしています。

○接種期間

令和2年 **10月19日** ~ 令和3年 **2月26日**

○接種料金額（自己負担額）

本年度から一部の方の接種料金の自己負担が下がります

下記の表の該当する「自己負担額」を医療機関の窓口で、お支払いください。

接種回数は、0～13歳未満の方は2回接種で、13歳以上は1回接種です。

接種日当日の満年齢が適応されます。

区 分		自己負担額
1	0～13歳未満（2回接種）	1,000円 (1回500円ずつのお支払いです)
2	13歳～15歳（中学生）	1,000円
3	65歳以上	1,000円
4	60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器障害があり、身体障害者手帳1級該当者	1,000円
5	3と4で生活保護受給者	0円
6	16～65歳未満	2,000円

これからの季節は、うがい・手洗い（手指消毒）をこまめにやってくださいね。

裏面も見てください



○接種医療機関

医療機関名	受付時間	事前予約	電話番号
せたな町立国保病院	外来 と 同様	いらない	0137-84-5321
瀬棚診療所			0137-87-2470
大成診療所			01398-4-5175
道南ロイヤル病院		いる 接種希望日の前日15 時までに病院へ連絡し てください。	0137-84-5011

※せたな町立国保病院では、火曜日・木曜日の夜間診療でも接種できます

※大成診療所では毎週水曜日、木曜日の午後は、老人ホームの回診や往診のため接種できません。

今年は医療機関以外での予防接種を実施します。

予約が必要となりますので、申込先までご連絡ください。

	日程	受付時間	接種 開始時間	申込〆切
休日 (日曜日)	11月 1日 11月29日	8時30分～ 9時30分～ 10時30分～	9時～ 10時～ 11時～	1日は10月28日まで 29日は11月25日まで
夜間 (水曜日)	11月11日 12月 9日	17時30分～ 18時30分～	18時～ 19時～	11日は11月6日まで 9日は12月4日まで

場 所：せたな町健康センター総合検診室（北檜山区）

町民ならどの区に住んで
いても接種できます

申込先：せたな町健康センター 保健師 TEL：0137-84-5984

◎早い！！

予診票を事前に送付し、当日は来た順に問診・接種をしますので、待ち時間は短くすみます。

◎感染のリスクが少ない！！

医療機関ではないので、体調不良者がいません。

メリット

☆問い合わせ☆

- | | | | |
|-------|--------------|-----|------------------|
| ○北檜山区 | ： せたな町健康センター | 保健師 | TEL：0137-84-5984 |
| ○瀬棚区 | ： 瀬棚総合支所 | 保健師 | TEL：0137-87-3311 |
| ○大成区 | ： 大成総合支所 | 保健師 | TEL：01398-4-5511 |

回
覧



消防だより



第 22 号：令和 2 年 10 月 8 日（木）発行

せたな消防署 TEL 0137-84-5709 大成支署 TEL 01398-4-5401

出動件数（令和2年9月末） ・火災 5 件 ・救急 350 件

『令和 2 年 秋の全道火災予防運動を実施します』



今年も10月15日（木）から10月31日（土）までの17日間、全道一斉に「秋の全道火災予防運動」を実施します。

これからの季節は空気が非常に乾燥し、火災が発生しやすい時季です。また、気温も低くなり、各家庭では暖房機器を使用する機会も多くなります。

日頃から火元には、充分注意されていると思いますが、一般家庭での火災の原因の中で「うっかりミス」による出火が多くなっております。お出掛けや就寝時に「ガスコンロ・ストーブ」などの火の元から離れるときは、必ず火が消えているか確認しましょう。せたな町から火災を出さないように、町民の皆様のご協力よろしく申し上げます。

たばこ火災に気をつけて

タバコが原因の火災が、毎年出火原因の上位となっています。

喫煙者は、火災を起こさない為にも次の事に気を付けて下さい。

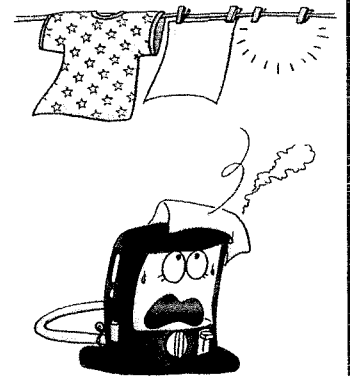
- 一. ふとんで吸わない！
- 二. 灰皿には水を入れて！
- 三. 消えたかどうか絶対確認！

石油暖房機器を点検しましたか？

本格的な冬になると暖房機器が関係する火災が多く発生します。今一度、ご自宅の暖房機器を点検してみても如何ですか？また、使用中は注意事項を守り、火災を発生させないように心掛けましょう。

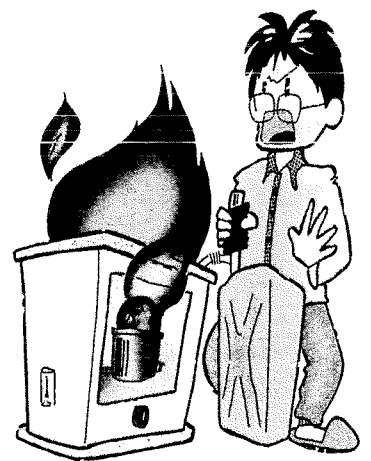
【点検してみよう！】

1. ストーフのゴムホースにヒビ割れがあったり、油漏れはありませんか？
2. ホームタンクの本体が錆びていたり、穴が開いていたりして油漏れはありませんか？
3. 夏の間にもストーフの近くに燃えやすい物は置いていませんか？
4. ストーフの本体やファンにホコリが溜まっていませんか？



【注意事項】

1. 灯油とガソリンを間違えて給油しないようにしましょう。
2. ポータブル石油ストーフに給油するときは、必ず消火してから行ないましょう。
3. ストーフの近くにスプレー缶を置いたり、ストーフ上に洗濯物などの燃えやすい物をかけないようにしましょう。
4. 1時間ごとに、窓を開けて換気しましょう。
5. 積雪や屋根からの落雪により、ホームタンクの配管・ストーフの煙突・ガス計量器・ガス管が破損したり、FF式ストーフの排気管が塞がる可能性がありますので注意しましょう。



令和2年10月8日

町 民 各 位

北檜山フラワー部会
会長 大 口 秀 樹
(公印省略)

花壇の後始末（花の抜取り作業）について（お願い）

日頃より、花いっぱい運動の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、春から皆様のご協力により進めてきました花壇も紅葉の時期を迎えると同時に終わりを告げようとしています。今年も素晴らしい景観となりましたこと、改めて感謝申し上げます。

つきましては、その花壇の後始末による回収を下記のとおり実施いたしますので、今一度皆様のご協力をお願いいたします。

記

1. 日 時 10月22日（木）～10月25日（日）までの間
 （10月26日に回収に回りますので花壇に固めて置いて下さい。）
2. 方 法 ・フラワー部会が用意する袋で後始末をお願いします。
 （後始末用の袋は、町内会長さん宅に届けてありますが、市販のゴミ袋を使用してもかまいません。）
 ・後始末した後の袋は、花壇にまとめて置いて下さい。

※後始末は、都合の良い時にさせていただきますが、後始末した後の袋は、歩行者等の支障とならないようにしてください。

【フラワー部会事務局：せたな町役場総務課地域生活係 ☎84-5111】

【作品展示・実演の部】

10月31日(土) 午前10時～午後5時

11月1日(日) 午前9時～午後4時

■会場 せたな町民ふれあいプラザ

■内容 絵画・陶芸・彫刻・彫塑・籐工芸・書道・写真・短歌・川柳・
手芸・華道・盆栽・菊花・茶道・工作作品・切り絵・押し花など。

■実演・体験コーナー

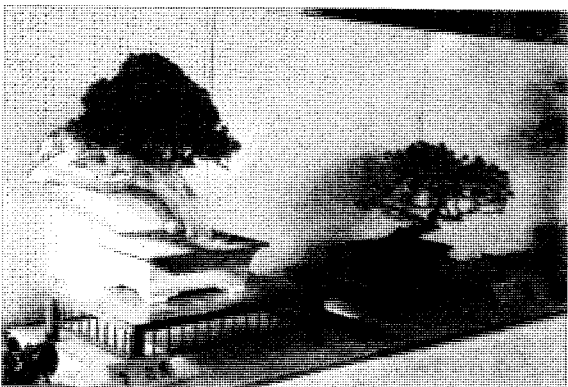
(※詳細は決定次第、後日お知らせいたします。)

*作品出展申込締切：10月22日(木)まで

せたな町民文化祭

2020 北檜山会場

※芸能発表については、中止となりますのでご注意ください。



町民文化祭に関するお知らせ

▼申込方法

- ・出展を希望する場合は、申込みが必要となります。
- ・申込用紙は、教育委員会・情報センター・町民体育館・ふれあいプラザに用意してありますので、お気軽にお申込みください。

▼他会場(大成区・瀬棚区)のお知らせ

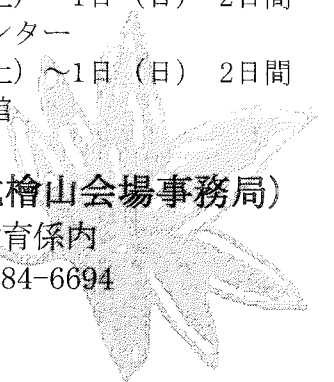
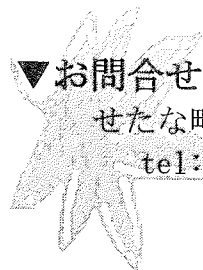
- *作品展示の部 大成会場：10月31日(土)～1日(日) 2日間
大成町民センター
- 瀬棚会場：10月31日(土)～1日(日) 2日間
B&G体育館

▼お問合せ・申込先 (文化祭北檜山会場事務局)

せたな町教育委員会事務局社会教育係内

tel:0137-84-5111 fax:0137-84-6694

芸術に
ふれあ



新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して国などから支給される主な助成金等の課税関係のお知らせ

区分	事業名など
非 課 税	<p>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（雇用保険臨時特例法7条） ・新型コロナウイルス感染症対応休業給付金（雇用保険臨時特例法7条） <p>【新型コロナ特税法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別定額給付金（新型コロナ税特法4条1号） ・子育て世帯への臨時特別給付金（新型コロナ税特法4条2号） <p>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生支援緊急給付金（学資として支給される金品（所得税法9条1項15号）） ・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金（所得税法9条1項17号） ・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金（所得税法9条1項17号）
	<p>【事業所得等に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金（事業所得者向け） ・北海道の経営持続化臨時特別支援金 ・家賃支援給付金 ・農林漁業者への経営継続補助金 ・雇用調整助成金 ・北海道の休業協力・感染リスク低減支援金 ・せたな町の休業要請協力支援金 ・せたな町の新型コロナウイルス感染リスク低減支援金 ・せたな町の商工事業者新型コロナウイルス感染症対策補助金 ・せたな町の経営持続化給付金 ・せたな町の農業生産事業者経営継続事業補助金 ・せたな町の農業生産基盤経営継続補助金 ・せたな町の漁業経営維持支援金 ・せたな町の養殖漁業経営継続補助金 ・せたな町の資金融資に伴う利子補給金 <p>【一時所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金（給与所得者向け） <p>【雑所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金（雑所得者向け）

※この表は令和2年10月1日現在で作成しております。

今後、事業の追加や対象事業の解釈の変更などにより、区分が変わる場合もありますので、追加・変更となった場合には改めてお知らせいたします。

お問い合わせ先：せたな町役場税務課

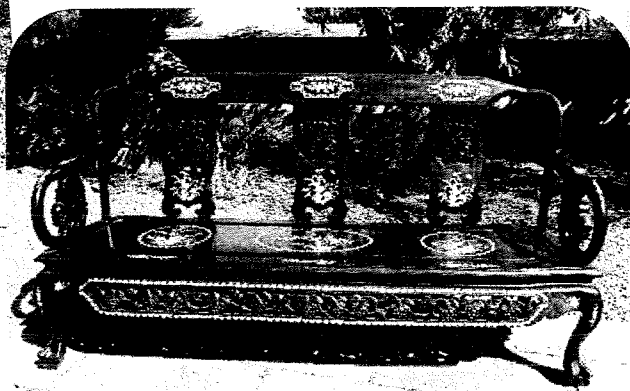
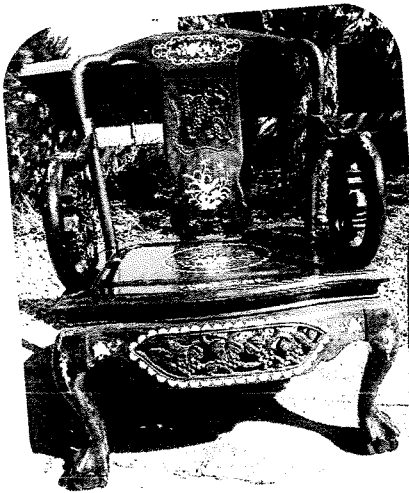
（まちづくり推進課・町民児童課・農務課・水産林務課）

電話：0137-84-5112（税務課直通）

第1回 窓口動産公売(期間入札)

— 町税等の滞納により差押えた財産を窓口公売します(出品数2点) —

- 1 入札期間 10月19日(月)午前9時から10月21日(水)午後3時まで
 ※ 瀬棚総合支所での入札となります。
 10月22日(木)午前9時から10月26日(月)午後3時まで
 ※ 大成総合支所での入札となります。
 10月27日(火)午前9時から10月29日(木)午後5時まで
 ※ せたな町役場本庁舎での入札となります。
- 2 売却決定日時 10月30日(金)午前9時
- 3 代金納付期限 11月 5日(木)午後2時30分まで
- 4 入札場所 上記入札期間内の各総合支所及び本庁税務課窓口



品名	見積価額	物品説明
アンティーク椅子セット	30,000円	彫刻と螺鈿の細工が施されており、アジアンテイストで上質なデザインとなっています。 少々の使用感はありますが、美品です。
一人掛けレザーソファ (スツール付き)	10,000円	座面はレザーを使用しており重厚で存在感があります。 レザーの色あせが少々見られますが、使用にあたっての支障はありません。

※出品物件はすべて中古品扱いです。ご了承のうえ入札ください。

- ①出品物をご覧になりたい場合は、上記、入札期間中の入札窓口へお越しください。
- ②その他、入札に関する注意事項を窓口にて入札前に、よくご確認ください。
- ③滞納税完納等により公売中止となる場合がありますので、予めご了承ください。

お電話でのお問い合わせ	せたな町役場税務課徴収係	0137-84-5112
	瀬棚総合支所住民係	0137-87-3311
	大成総合支所住民係	01398-4-5511

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 せたな町事業実施計画のお知らせ（第2次補正）

この交付金は、新型コロナウイルス感染症の対策に係る事業に対し、国から交付されるもので、国の第2次補正予算では3億892万円の交付金が配当され、せたな町には総額3億9,842万5千円もの交付金が配当されています。

町では、この交付金を活用し、新型コロナ対策に資する下の31本の事業を新たに作成し、1次、2次合わせた総事業費4億5,489万2千円の実施計画を国に提出し、交付申請の準備を進めるとともに、交付金を充当した事業を順次開始しています。

◎交付対象となる事業の3つの条件

- ①新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する事業であること
- ②国庫補助事業：国の示す補助事業であること、令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業であることです。
地方単独事業：令和2年度の補正予算に計上され実施される事業であること、令和2年度当初予算に計上された予備費により実施される事業であること。
- ③令和2年4月1日以降に実施される事業

No	事業名	事業内容	予定事業費 (千円)	担当課
24	「まちなかバス」運行事業	新型コロナウイルスの影響により、売上げが低迷している町内商店の活性化を図るほか、北檜山市街地周辺から中心部への徒歩での移動が困難な方々の移動手段を創設し、町内での買い物促進させるために、北檜山市街地を一円する「まちなかバス」を試験的に運行し、町民の意向や移動ニーズを探る。	2,400	まちづくり推進課
25	サテライトオフィス施設整備事業	コロナ禍において、地方移住への関心が高まっていることや、テレワークの活用で場所を選ばない働き方が普及していること、また、災害などからのリスク回避のためにも地方での開業も検討している事業者があることから、廃校舎等を整備し、受入体制を整える。	1,000	まちづくり推進課
26	観光宿泊者誘客促進事業補助金(通称「せたな割」)	新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図るため、せたな観光協会が主体となり本事業を実施し、特に影響の大きい宿泊事業者の経営継続と観光産業のV字回復を促進する。	10,110	せたな観光協会 (まちづくり推進課)
27	プレミアム付商品券発行事業補助金(2回目)	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、小売店や飲食店では客足が遠のくなど地域経済に大きな打撃となっているため、せたな商工会が実施するプレミアム付商品券事業へ補助を行う。 ・飲食店用 4,000セット(プレミアム率 40%) ・共通券 16,000セット(プレミアム率 30%)	34,000	せたな商工会 (まちづくり推進課)
28	学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業	学校の教育活動再開等に際して、3密を回避し、児童生徒・教職員等の感染症対策物品の購入及び夏季休業期間短縮等に伴う熱中症対策等に支援する。また、学びの保障のため、感染症対策等を徹底しながら、感染の状況等に応じた学校での教育活動や家庭学習を実施する際に生じる経費を支援する。	2,318	教育委員会
29	ICT機器導入事業(1人1台端末整備事業)	新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業における学習の保障のために、児童生徒に対し1人1台端末を整備する。	15,104	教育委員会
30	ICT機器導入事業(家庭学習のための通信機器整備支援事業)	新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業における学習の保障のために、ICTの活用により子供たちが家庭にいても学習を継続できる環境を整備するため児童生徒に貸し出し可能なモバイルWi-Fiルータを一定数整備する。	825	教育委員会
31	ICT機器導入事業(学校からの遠隔学習機能の強化事業)	新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業における学習の保障のために、学校からの遠隔学習機能の強化のため、WEBカメラ及びUSBマイクを町内小中学校に整備する。	1,485	教育委員会

No	事業名	事業内容	予定事業費 (千円)	担当課
1	新型コロナウイルス飛沫感染防止対策事業	本庁・総合支所等の職場における職員間の飛沫感染を防止するため、デスク用の飛沫感染防止パーテーションを設置し、新型コロナウイルス感染防止を図る。	2,128	総務課
2	新型コロナウイルス感染予防対策事業	町外・道外からの来客時の対応として、応接室等の密接・密閉となる空間のウイルス・細菌を除去する装置を設置し、感染の予防・防止を図る。	440	総務課
3	避難所感染対策用備品	新型コロナウイルス感染症対策として必要な避難所物資等を購入する。	10,318	総務課
4	テレワーク環境等整備事業	職員が新型コロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者に該当した場合に、テレワークにより自宅等で現行業務を継続できる。 また、カメラ付によりオンラインで関係機関と会議・打合せが可能となり、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び住民サービスを低下することなく継続することができる。	24,465	総務課
5	新型コロナウイルス感染症に対する救急隊の感染防止対策整備事業	救急活動において、傷病者の状態に応じて適切な救急資機材を用いた応急処置等を行い、傷病者の情報を適切に搬送先医療機関へ伝達するため、また、搬送に携わる救急隊自身が感染しないよう、さらに、感染を他者へ拡大させないよう搬送に際し適切な感染防止対策を行うため、感染防護衣などを購入する。	1,578	総務課 (消防署)
6	瀬棚町民センター換気空調設備等整備工事	コロナウイルス感染症の更なる流行を防ぐため、多くの住民が集まる大集会室や会議室などの密閉を回避するため、換気・空調を整備し、地域での感染症予防対策を充実させ、町民の健康や芸術文化、コミュニティーの場を創設するとともに、簡易カーテンを設置し集会の規模に見合ったソーシャルディスタンスを実現する。	17,700	瀬棚総合支所

No	事業名	事業内容	予定事業費 (千円)	担当課
7	大成町民センター換気空調設備整備工事 (1階和室)	コロナウイルス感染症の更なる流行を防ぐため、福祉避難所にも指定され、住民の多くが集まる大成町民センター1階和室の換気・空調を整備し3密対策を図るとともに、地域での感染症予防対策を充実させ、町民の健康や芸術文化、コミュニティの場を創設する。	2,100	大成総合支所
8	認知症予防把握業務用備品購入事業	新型コロナウイルスの影響により、外出に不安を抱えている認知機能の低下が疑われる高齢者を対象に戸別訪問にて、タブレットを活用し、軽度認知障害を見つける認知機能検査を実施することで、認知症予防及び早期発見に取り組む。	92	保健福祉課
9	敬老祝品贈呈事業	例年、各区で開催している敬老会を、高齢者が一同に会する現行スタイルではどうしても密は避けられないため、参加者と関係者の健康を優先に考え中止とすることとした。中止に伴い敬老者を敬う目的で、お茶とタオルを敬老者へ配布する。	1,988	保健福祉課
10	新北海道スタイル実践支援事業	町民一人ひとりに対し、今後も継続して対応していかなければならない感染症対策を支援するためマスクや消毒液等を購入する経費について給付金として、せたな町商品券を5,000円配布する。	44,360	保健福祉課 町民児童課
11	農業生産事業者経営継続補助金	農業生産事業者への販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入など総合的に支援する。 【国：補助率3/4(上限100万円)・町上乗せ：約133万円以上の事業費に対して1/3補助(上限100万円)】	18,000	農務課
12	農業生産基盤経営継続補助金	新型コロナウイルス感染症を克服するため小規模な農地・農業用施設の補修事業を実施し強い生産基盤の確立し経営継続を図るため補助する。 畦畔補修、ほ場均平、排水路補修(浚渫含む)、簡易暗渠(補助対象外)、などの国庫補助事業対象外事業に対し1/2補助する (補助金上限50万円、下限10万円) 事業費の下限：20万円	10,000	農務課
13	ふれあいプラザ多目的ホール換気空調設備整備工事	コロナウイルス感染症の更なる流行を防ぐため、住民の多くが集まる多目的ホールの密閉を防ぐための換気設備及び空調機を整備し換気を促進させ、感染拡大の防止を図る。	30,000	農務課
14	養殖漁業経営継続補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けているホタテ養殖漁業者に対し経営を継続させるため、資材購入代や種苗代等を補助する。 補助率：1/2、補助上限額：100万円(補助下限額30万円)	8,000	水産林務課
15	漁協経営継続緊急支援事業補助金	ひやま漁業協同組合が、北海道の新型コロナウイルス感染症の支援策である、「漁協経営継続緊急支援事業(補助率1/2、上限200万円)」を活用し、大型魚箱を購入するにあたり、せたな町からも50万円支援する。 事業費5,500千円(道補助金2,000千円、各町負担額3,000千円(せたな町、他5町)、漁協負担500千円)	500	水産林務課

No	事業名	事業内容	予定事業費 (千円)	担当課
16	都市部に住んでも「せたな食堂」	飲食店向けせたな町生鮮食材の送料無料化事業。町内はもちろんのこと、道内外の飲食店事業者者に宣伝を行い、申請のあった事業者に対し、本来輸送に係る送料を町で負担することによって、飲食店事業者の経費節減を図り、せたな町の食材を通して町をPRする。(飲食店事業者店舗には、せたな町食材を活用している表示をしてもらう)	3,227	まちづくり推進課 農務課 水産林務課
17	新型コロナウイルス感染リスク低減支援事業【追加分】	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、感染リスク低減のための自主的な取り組みに対して、商工業者、農林業者者に10万円、漁業者に5万円の支援金を支給する。 追加分：商工業者 当初150件、追加130件、 農林業者 325件、漁業者 155件 計 610件追加	53,250	まちづくり推進課 農務課 水産林務課
18	檜山北高等学校分散登校に対する通学バス料金補助	5月に檜山北高等学校が実施した分散登校の期間中に、通学バスを現金やICカードを利用した料金の合計が、1か月のバス定期補助金を受けた後の負担金を超える者に対し、差額を補助する。	44	まちづくり推進課
19	新型コロナウイルス対策資金融資利子補給費補助金	新型コロナウイルス感染症の流行により、経営に支障が生じている町内商工業事業者が、国及び北海道の融資制度を受けた場合の利息等(保証料含む)の全額に対して補給する。	700	まちづくり推進課
20	せたな町商工業事業者等経営持続化給付金	国の持続化給付金の対象とならなかった商工業事業者等に対して、前年同月比20～50%未満かつ月額収入5万円以上の減収となった事業者へ、せたな町商工業事業者等経営持続化給付金を支給する。 ※支給額上限：法人50万円、個人25万円	37,500	まちづくり推進課
21	体温測定システム導入事業	公営温泉浴場(3箇所)に非接触型体温測定・顔認識システム装置を導入する。また、中規模から大規模な事業やイベント開催に対応した体温計測カメラシステムを導入し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止とクラスター発生を防ぐ。	2,057	まちづくり推進課
22	商工業事業者新型コロナウイルス感染症対策補助金	商工業事業者が行う3密対策や感染拡大防止対策のための施設改修・設備導入に対する補助、及び国が実施する生産性革命推進事業等の各種補助に対する上乗せ補助を実施する。 ①店舗等改修補助金：補助率9/10、補助上限50万円 ②設備等導入補助金：補助率1/2、補助上限50万円 ③経営持続化補助金：補助対象経費150万円以上の事業費に対して1/3、補助上限100万円 ※各事業者いずれかの補助金1回限りとし、2月まで遡って対象とする。	27,500	まちづくり推進課
23	デマンドバス運行事業費補助事業(新型コロナウイルス感染症対応事業)【追加分】	令和2年10月から実施するデマンドバス運行事業(檜山海岸線)において、新型コロナウイルス感染拡大防止策となる3密を避ける目的から、運行車両の車内空間を広く保つことに努めるため、車両の大型化を図り密集軽減に努める。	1,122	まちづくり推進課

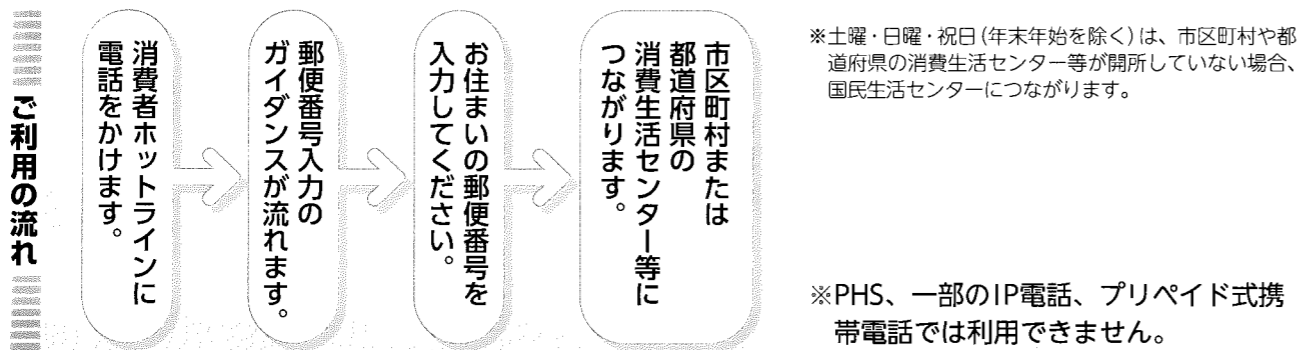
困ったときや不安なときは、 一人で悩まずに早めに相談!!

消費者ホットライン
(全国共通)

☎ 188 「イヤヤ! 嫌や! 泣き寝入り!!」
イヤヤ!
または **☎ 0570-064-370**
守ろうよ、みんなを!

★消費生活にかかわる各種トラブルに遭ったときに、相談窓口の連絡先がわからない場合でも、「消費者ホットライン」に電話をかければ、お住まいの市区町村・都道府県の消費生活センター等の相談窓口へ、年末年始を除いて毎日つながります。

★消費生活センターでは、トラブル解決のための対処法などのアドバイスやあっせん(事業者との交渉)を行っています。



法テラス・サポートダイヤル **☎ 0570-078374**
(全国共通) おなやみなし

★トラブルの内容に応じて、解決に役立つ法制度や手続き、最適な相談窓口を専門のオペレーターが案内します。(IP電話からは☎03-6745-5600へ)

※法テラス(日本司法支援センター)は、消費者被害など各種法的トラブルの解決を支援するために国が設立した法人です。

警察総合相談 (全国共通) **☎ #9110** (ダイヤル回線および一部のIP電話ではつながりません。)

消費生活相談は...

困ったときは、ひとりで悩まずご相談ください。

北海道立消費生活センター、
または役場でご相談を受け付けています。

せたな町 消費生活相談窓口 (総務課 地域生活係)
☎ 0137-84-5111 (内線 1217/1218)

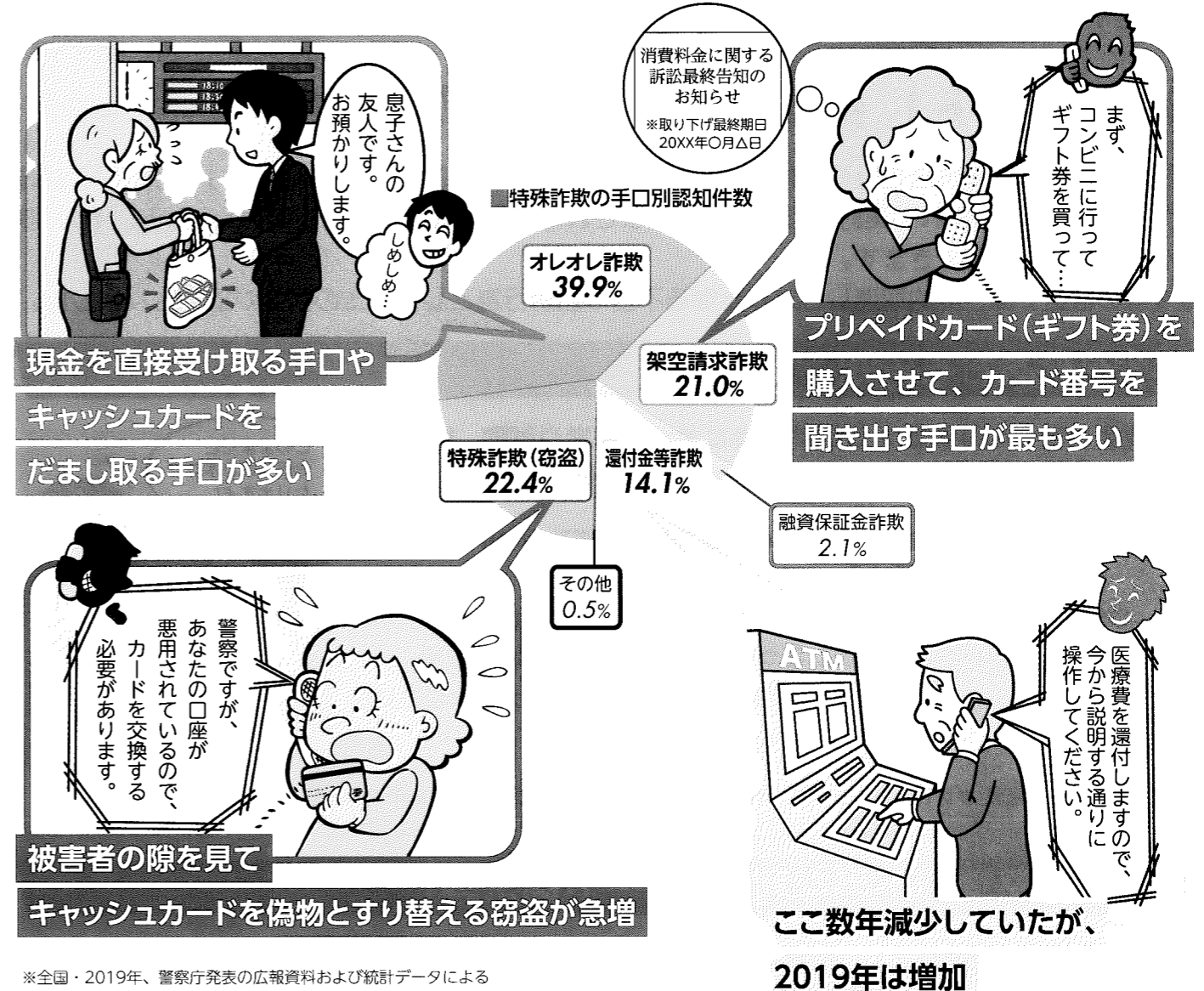
北海道立消費生活センター 相談専用電話 050-7505-0999
相談受付時間 平日9:00~16:30



くらし安全安心だより

特殊詐欺が多発!

被害者の8割が65歳以上の高齢者



せたな町 消費生活相談窓口
(総務課 地域生活係)

消費者契約法
改正
令和元年
6月15日施行

消費者保護の規定が さらに強化されました!

消費者と事業者が結んだ契約の「取消し」や「無効」などについて定めた法律である「消費者契約法」の一部改正が行われ、令和元年6月15日に施行されました。

今回の改正では、契約取消しの対象となる不当な勧誘行為として、いわゆる「デート商法」や「靈感商法」等が追加されるなど、平成29年6月施行の改正から消費者保護がさらに強化されました。以下にそのあらましを紹介します。

改正のポイント1 契約取消しの範囲の拡大

- ◆「嘘を言われた(不実告知)」や「必ず値上がりすると言われた(断定的判断の提供)」などの「不当な勧誘」によってだまされて契約した場合は、だまされたことに気づいてから1年以内なら、その契約を取り消すことができます。
- ◆今回の改正では、契約取消しの対象となる不当な勧誘行為として、次の行為が追加されました。

不安をあおる告知

★社会生活上の経験が乏しい消費者に対し、進学や就職、結婚、生計、容姿、体型などについて不安をあおって勧誘する。

- 【例】●就職活動中の学生に対し、「このままでは一生成功しない」と言って、就職セミナーを勧誘する。
- 幼児の母親に対し、「このお子さんは想像力が足りないので、小学校の授業についていけない」と言って、幼児用学習教材を勧誘する。
- 若い女性に対し、「今のうちに手を打たないと、肌が大変なことになる」といって化粧品とエステティックサービスを勧誘する。



※「社会生活上の経験」が乏しいかどうかは、年齢によって決まるものではなく、中高年でも該当する場合があります。

好意の感情の不当な利用(デート商法等)

★社会生活上の経験が乏しい消費者が抱いている好意の感情を利用し、契約しないと関係が破綻する旨を告げて勧誘する。

- 【例】●販売目的を隠して近づき、言葉巧みに恋愛感情を抱かせたうえで、「契約してくれないと、今までの関係を続けられない」と言って、宝石などの高額商品を勧誘する。



※「好意の感情」は、恋愛感情に限らず、たとえば、同じ寮で生活し、出身地や出身高校も同じである大学の先輩との親密な感情など、単なる良い印象や好感を超えたものであれば該当する場合があります。

加齢等による判断力の低下の不当な利用

★加齢や心身の故障により判断力が著しく低下している消費者に対し、現在の生活の維持について不安をあおって勧誘する。

- 【例】●物忘れが激しくなるなど、加齢により判断力が著しく低下した人に対し、「定期収入がないと、今のような生活を送ることは困難」と言って、投資用マンションを勧誘する。
- 認知症で判断力が著しく低下した人に対し、「この健康食品を毎日飲まないと、今の健康は維持できない」と言って勧誘する。



靈感等による知見を用いた告知(靈感商法等)

★靈感や超能力など、実証が困難な特別な能力によって、そのままでは重大な不利益が生じることを示し、不安をあおって勧誘する。

- 【例】●「あなたには悪霊が取りついていて、このままでは病状がもっと悪くなる。この数珠をつければ悪霊は去る」と言って勧誘する。
- 「私には未来が見える。あなたの子供は3年後に反抗期で家出をするが、この壺があれば家出をしない」と言って勧誘する。



契約締結前に債務の内容を実施等

★契約締結前に、契約による事業者の義務の全部または一部を実施し、実施前の原状の回復を著しく困難にする。

- 【例】●消費者から注文を受ける前に、物干し台の寸法に合わせて「さお竹」を切断し、その代金を請求する。

★契約締結前に、調査や情報提供など、契約締結を目指した事業活動を実施し、これによって生じた損失の補填を請求する。

- 【例】●マンション投資の訪問勧誘の際、断った消費者に「契約しないなら、ここまで来るのにかかった交通費を支払え」と請求する。

改正のポイント2 契約無効の範囲の拡大

- ◆「どんな場合でも事業者は損害賠償責任を負わない」など、消費者の利益を不当に害する契約条項は無効となりますが、今回の改正では、無効となる不当な契約条項の対象が追加されました。

事業者が自分の責任を自ら決める条項

- 【例】◆「当社が過失のあることを認めた場合に限り、当社は損害賠償責任を負う」とする条項
- ◆「当社に過失があると当社が認める場合を除き、(消費者は)注文のキャンセルはできない」とする条項

成年後見制度の利用を理由とする解除条項

- 【例】◆アパートの賃貸借契約で、借主(消費者)が成年被後見人になった場合、貸主(事業者)は直ちに契約を解除できるとする条項

※「成年後見制度(後見、保佐、補助)」とは、判断能力が不十分な人(成年被後見人等)について、成年後見人等が判断能力を補い、権利を擁護する制度です。

契約の取消しや無効についての詳細は消費生活センター等にお問い合わせください。